

令和 4 年 10 月 31 日

西尾市長 中村 健 様
西尾市教育長 稲垣 寿 様

西尾市監査委員 糟 谷 修
西尾市監査委員 稲垣 一夫

定例監査及び随時監査の結果に関する報告に係る勧告書

令和 4 年 9 月 8 日から同年 10 月 14 日までの間に実施した、子ども部保育課に係る定例監査の結果及び同年 10 月 17 日から同年 10 月 31 日までの間に実施した、随時監査の結果において、特に措置を講ずる必要があると認める事項がありましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 11 項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

なお、地方自治法第 199 条第 15 項の規定に基づき、当該勧告に対する必要な措置及び再発防止策に係る検討結果について、令和 5 年 3 月 31 日までに監査委員に通知願います。

記

1 特に措置を講ずる必要があると認められる事項

(1) 子ども部 保育課

給食用消耗品及び備品の取得（令和 3 年 11 月 4 日付物品供給契約・予定価格 53,780,000 円（税込））について、西尾市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年西尾市条例第 8 号。以下「条例」という。）第 3 条に規定する、予定価格 2,000 万円以上の財産の取得にあたる場所であったが、市議会の議決を欠いており、違法であると認められる。

(2) 教育委員会事務局 教育庶務課

給食用消耗品及び備品の取得（令和 3 年 4 月 26 日付物品供給契約・予定価格 70,721,200 円（税込））について、条例第 3 条に規定する、予定価格 2,000 万円以上の財産の取得にあたる場所であったが、市議会の議決を欠いており、違法であると認められる。

(3) 危機管理局 危機管理課

避難所屋内用テントの取得（令和 3 年 6 月 28 日付物品供給契約・予定価格 29,304,000 円（税込））について、条例第 3 条に規定する、予定価格 2,000 万円以上の財産の取得にあたる場所であったが、市議会の議決を欠いており、違法であると認められる。

2 勧告の内容

市長は、追認の議案を提出し、必要な議決を経ること。